

平成29年8月9日

こども部長決定

## 加古川市ファミリーサポートセンター利用料の助成に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、加古川市ファミリーサポートセンター運営事業実施要綱（平成16年3月3日福祉部長決定。以下「実施要綱」という。）に基づいて行われる援助活動の報酬の一部をひとり親家庭等に助成することにより、ひとり親家庭等の子育ての負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 援助活動 実施要綱第14条に規定する内容をいう。
- (2) 利用料 実施要綱第16条の規定により依頼会員が提供会員に支払う報酬をいう。
- (3) 援助活動報告書 実施要綱第15条第5項に規定する援助活動の報告書をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱による利用料の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、加古川市ファミリーサポートセンターの依頼会員のうち、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又はそれに類すると市長が認めた者とする。

### (助成額)

第4条 利用料の助成額は、児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格の認定を受けた月以後の利用料に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成額は1か月当たり6,000円を上限とする。

(助成の申請等)

第5条 対象者は、利用料の助成を受けようとするときは、加古川市ファミリーサポートセンター利用料助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 援助活動報告書の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第1項の規定により申請することができる期間は、援助活動を受けた日の属する月の翌月1日から1年間とする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、加古川市ファミリーサポートセンター利用料助成金支給（不支給）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第6条 市長は、助成金を支給するときは、当該助成金の申請があった日の属する月の翌月の末日までに、口座振替の方法により申請者本人名義の口座に支給するものとする。

(助成の制限)

第7条 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第59条第1項第3号の規定により求職活動支援費の支給を受け、又は受けようとする援助活動の利用料については、助成金の支給を行わない。

(譲渡の禁止等)

第8条 この要綱による助成金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、受給者が虚偽その他不正の行為により助成金の支給を受けたときは、期限を定めて既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年8月1日以後に係る援助活動の利用料について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。